

平成26年度から適用される市・県民税に係る税制改正

均等割額が引き上げになります

平成26年度から平成35年度までの10年間、市民税・県民税それぞれの均等割が500円（計1,000円）引き上げになります。東日本大震災の復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源を確保する目的です。ご理解ご協力をお願いします。

個人住民税の均等割

区分	平成25年度まで（年額）	平成26年度以降（年額）
個人市民税（均等割）	3,000円	3,500円
個人県民税（均等割）	1,000円	1,500円
合計	4,000円	5,000円

※ 均等割は、所得金額にかかわらず、定額で課税となるものです。

※ 市民税・県民税が非課税の方は、引き上げによる影響はありません。

給与所得の控除額が一部変更になります

給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額について、245万円の上限が設けられました。

給与所得速算表

収入金額〈A〉	所得金額	備考
651,000円 未満	0円	
651,000円 ～ 1,618,999円	〈A〉-650,000円	
1,619,000円 ～ 1,619,999円	969,000円	
1,620,000円 ～ 1,621,999円	970,000円	
1,622,000円 ～ 1,623,999円	972,000円	
1,624,000円 ～ 1,627,999円	974,000円	
1,628,000円 ～ 1,799,999円	〈B〉×60%	
1,800,000円 ～ 3,599,999円	〈B〉×70%-180,000円	
3,600,000円 ～ 6,599,999円	〈B〉×80%-540,000円	
6,600,000円 ～ 9,999,999円	〈A〉×90%-1,200,000円	
10,000,000円 ～ 14,999,999円	〈A〉×90%-1,700,000円	
15,000,000円 以上	〈A〉-2,450,000円	

〈B〉は次の手順で求めてください。
〈A〉÷4,000=〈C〉
〈C〉×4,000=〈B〉

※〈C〉は小数点以下を切り捨てます。

給与所得者の特定支出控除の見直し

適用判定の見直し

前年中の収入金額により、特定支出の額の合計額が次に定める金額を超える場合は、超える部分の金額を給与所得控除額に加算することになります。

給与所得者の特定支出控除の見直し

前年中の給与等の収入金額	基準額
1,500万円以下	前年中の給与所得控除額の2分の1に相当する金額
1,500万円超	125万円

特定支出の範囲の追加

特定支出の範囲が次のように追加されます。

特定支出の範囲

区分	平成25年度まで	平成26年度以降
資格取得費	職務遂行に直接必要な資格（弁護士、公認会計士、税理士などの一定の資格を除く）を取得するための支出	職務の遂行に直接必要な資格を取得するための支出 ※弁護士、公認会計士、税理士などを追加
勤務必要経費	（適用なし）	職務の遂行に直接必要なものとして給与等の支払者により証明された図書、衣服、接待（供応、贈答）などの支出 <65万円限度>

寄附金税額控除の特例控除額の計算内容の変更

都道府県、市区町村に対する寄附金については、寄附金税額控除額の計算に特例控除額が加算されますが、復興特別所得税が課税されることに伴い、その率を加算した割合に変更となります。

寄附金税額控除の特定控除額の計算割合

課税総所得金額から人的控除差調整を控除した金額	平成25年度までの割合	平成26年度以降の割合
0円～1,950,000円	85%	84.895%
1,950,001円～3,300,000円	80%	79.790%
3,300,001円～6,950,000円	70%	69.580%
6,950,001円～9,000,000円	67%	66.517%
9,000,001円～18,000,000円	57%	56.307%
18,000,001円以上	50%	49.160%

※ 「課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額」が0円未満の場合については、変更ありません。

住宅借入金等特別税額控除の延長

住宅借入金等特別税額控除について、適用期限が4年間延長され、居住年が平成29年12月31日まで対象となりました。